高校生等奨学給付金の申請に必要な書類等について

	全日制・定時制・通信制		専攻科		
	生活保護(生業扶助) 受給世帯	非課税世帯	所得割額合計 105,500円未満世帯	多子世帯※1	備考
個人番号カード・個人番号通知カード等	〇 (生) ※2	0	0	0	ほか個人番号記載住民票
課税証明書等	-	Δ	Δ	Δ	令和7年度の証明書に限ります。 特別徴収税額の変更・決定通知書、納税通知書でも代用可能です。 生活扶助受給世帯の場合は、生活保護受給証明書でも代用可能です。
生業扶助受給証明書(様式2)	∆ ※ 3	-	-	ı	令和7年7月1日以降に発行されたものに限ります。 生活保護受給証明書でも代用可能です。
家計急変事由確認書類	-	■※4	•	•	案内書類等を参照し、家計急変事由が確認できる書類を用意してください。
家計急変収入書類		•	•	•	収入見込証明書、収入申告書等 年収見込額を算定し、支給の可否を審査します。

^{※1} 多子世帯とは、道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合算額が264,500円未満であり、生計維持者が扶養する子が3人以上の世帯を言います。

^{※2 (}生)…生徒本人分 (保)…保護者等分 (生・保)…生徒本人と保護者等分

^{※3 「△」}は、個人番号を利用して申請をする場合、省略が可能です。

^{※4 「■」}は、家計急変の申請を希望される場合に追加で必要です。